

○ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（附則第十七条関係）

改正案	現行
<p>（配当等の額とみなす金額）</p> <p>第二十五条 法人（法人税法第二条第六号（定義）に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この項において同じ。）の同条第十四号に規定する株主等が当該法人の次に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が当該法人の同条第十六号に規定する資本等の金額又は同条第十六号の二に規定する連結個別資本等の金額のうちその交付の基因となつた当該法人の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）に対応する部分の金額を超えるときは、この法律の規定の適用については、その超える部分の金額は、利益の配当又は剰余金の分配の額とみなす。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 当該法人の自己の株式の取得（証券取引法第二条第十六項（定義）に規定する証券取引所の開設する市場における購入による取得その他の政令で定める取得を除く。）</p> <p>六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）</p>	<p>（配当等の額とみなす金額）</p> <p>第二十五条 法人（法人税法第二条第六号（定義）に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この項において同じ。）の同条第十四号に規定する株主等が当該法人の次に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が当該法人の同条第十六号に規定する資本等の金額又は同条第十六号の二に規定する連結個別資本等の金額のうちその交付の基因となつた当該法人の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）に対応する部分の金額を超えるときは、この法律の規定の適用については、その超える部分の金額は、利益の配当又は剰余金の分配の額とみなす。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 当該法人の自己の株式の取得（証券取引法第二条第十四項（定義）に規定する証券取引所の開設する市場における購入による取得その他の政令で定める取得を除く。）</p> <p>六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）</p>

第二百二十四条の三 株式等の譲渡をした者（法人税法別表第一（公
共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）で
国内において次の各号に掲げる者からその株式等の譲渡の対価の支
払を受けるものは、政令で定めるところにより、その支払を受ける
べき時までには、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有し
ない者にあつては、財務省令で定める場所とする。以下この項にお
いて同じ。）を当該各号に掲げる者（以下この項において「支払者
」という。）に告知しなければならない。この場合において、その
支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払者にその
者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類
を提示しなければならないものとし、当該支払者は、政令で定める
ところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類に
より確認しなければならないものとする。

一 (略)

二 その株式等の譲渡について売委託を受けた証券業者（証券取引
法第九条（定義）に規定する証券会社及び外国証券業者に
関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号（定義）に
規定する外国証券会社をいう。）、銀行、協同組織金融機関（証
券取引法第二条第八項に規定する協同組織金融機関をいう。以下
この号において同じ。）又は登録金融機関（証券取引法第六十五
条の二第三項（登録金融機関）に規定する登録金融機関をいい、
銀行及び協同組織金融機関を除く。）

2・3 (略)

第二百二十四条の三 株式等の譲渡をした者（法人税法別表第一（公
共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）で
国内において次の各号に掲げる者からその株式等の譲渡の対価の支
払を受けるものは、政令で定めるところにより、その支払を受ける
べき時までには、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有し
ない者にあつては、財務省令で定める場所とする。以下この項にお
いて同じ。）を当該各号に掲げる者（以下この項において「支払者
」という。）に告知しなければならない。この場合において、その
支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払者にその
者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類
を提示しなければならないものとし、当該支払者は、政令で定める
ところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類に
より確認しなければならないものとする。

一 (略)

二 その株式等の譲渡について売委託を受けた証券業者（証券取引
法第九条（定義）に規定する証券会社及び外国証券業者に
関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号（定義）に
規定する外国証券会社をいう。）、銀行又は登録金融機関（証券
取引法第六十五条の二第三項（登録金融機関）に規定する登録金
融機関をいい、銀行を除く。）

2・3 (略)